

## 建築確認検査手数料一覧表

単位:円

床面積の合計		確認申請	中間検査が必要な建築物		完了検査
			中間検査	完了検査	
100㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	12,000	19,000	14,000	17,000
	上記以外の建築物	16,000			21,000
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	17,000	21,000	18,000	22,000
	上記以外の建築物	22,000			26,000
200㎡を超え、 500㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	25,000	25,000	26,000	30,000
	上記以外の建築物	30,000			35,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		45,000	40,000	42,000	48,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		60,000	54,000	56,000	64,000

《工事種別に伴う床面積の算定方法》

- ①建築物の移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替は、当該部分の床面積の1/2を床面積とします。
- ②既存建築物に増築する場合は、既存部分の床面積の1/2を増築部分の床面積に加算した床面積とします。

《構造計算書等の添付に伴う手数料の加算》

確認申請書に添付される構造計算書等により、次の額を上表の「手数料の額」に加算します。

- ①法第20条第1項に定める構造計算(同条第2項により別の建築物とみなす場合は各構造計算書ごと。②も同様。)
  - ・該当する建築物の床面積が200㎡以内のもの : 10,000円
  - ・該当する建築物の床面積が200㎡を超えるもの : 20,000円
- ②法第20条第1項第四号イに定める計算 : 5,000円

《法第56条の2の日影による中高層の建築物の制限に伴う手数料の加算》

法第56条の2の適合確認のために日影図を添付する場合は、8,000円を上表の「手数料の額」に加算します。

《天空率による建築物の高さ制限の緩和に伴う手数料の加算》

天空率の算定により、建築物の各部分の高さの制限の緩和を申請する場合は、8,000円を上表の「手数料の額」に加算します。(令第135条の5)

《各種検証法に基づき申請する場合の手数料の加算》

確認申請書に添付される検証法により、次の額を上表の「手数料の額」に加算します。

- ・耐火性能検証法: 令第108条の3第2項に定める検証方法 : 25,000円
- ・防火区画検証法: 令第108条の3第5項に定める検証方法 : 25,000円
- ・避難安全検証法: 令第129の2第3項及び令第129条の2の2第3項に定める検証方法 : 25,000円

《鳥取県福祉のまちづくり条例に該当する建築物に対する手数料の加算》

- ・該当する建築物の床面積が100㎡未満のもの : 4,000円
- ・該当する建築物の床面積が100㎡以上のもの : 8,000円

《計画変更に伴う床面積の算定方法》

計画変更は当該部分の床面積の1/2を床面積とし、増床部分がある場合はその床面積を加算した床面積とします。

《仮使用認定を受けた建築物の完了検査の床面積の算定方法》

当機関の法第7条の6に基づく仮使用認定を受けた建築物の場合は、認定を受けた床面積を減じた床面積とします。

《完了検査の手数料の加算》

- ・他の機関が確認済証を交付した建築物の完了検査の手数料は、10,000円を上表の「手数料の額」に加算します。
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書が交付された建築物の完了検査の手数料は、次の額を上表の「手数料の額」に加算します。なお、直前の判定通知書を他の機関が交付した場合は、次の額の2倍を加算します。

	A種及びB種	C種
床面積が1,000㎡未満のもの	11,000円	6,000円
床面積が1,000㎡以上のもの	20,000円	10,000円

単位:円

	確認申請	(計画変更)	完了検査	
			当機関の確認済証	他機関の確認済証
昇降機	20,000	10,000	24,000	32,000
工作物	16,000	8,000	19,000	27,000

建築物に関する仮使用認定申請手数料	120,000円
-------------------	----------

誤記訂正願手数料	2,200円 <span style="color: red;">税込み</span>	(当検査センターが交付した確認申請書等に関する記載事項の誤記訂正)
----------	--	-----------------------------------